

関係各位

令和2年度の発注見通しについて

このことにつきましては、下記のとおりお知らせします。

記

1 公表時期

(1) 6月以降の公表

毎月1日付けで更新するものとする。ただし、1月については1月8日とする。

※公表予定日が休日又は祝日である場合には、その日以降最初の休日又は祝日でない日に公表するものとする。